用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているという理由又はＤの規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下ａ及びｂにおいて「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求め」を「ａの規定による請求を受けた場合であって、その請求」に改め、同Ｈａを同Ｈｂとし、同Ｈに同Ｈａとして次のように加える。

ａ　**利用停止等の請求**（第１項）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが１―(1)Ｂ（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているとき又はＤの規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下Ｈにおいて「利用停止等」という。）を請求することができる。

別冊の６１の見出し中「第28条」を「第31条」に改め、同１中「、Ｆｂ、Ｇｂ又はＨｂ」を「、Ｆｃ、Ｇｃ又はＨｃ」に「求められた」を「求められ、又は請求された」に改める。

別冊の６Ｊの見出し中「**求め**」を「**請求等**」に「第29条」を「第32条」に「第７条、第８条」を「第10条、第11条」に改め、同Ｊａの見出し中「**求め**」を「**請求**」に改め、同Ｊａ中「、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ」を「の規定による求め又はＦａ、Ｇａ若しくはＨａ」に「求め（以下ａからｄまで）」を「請求（以下Ｊ及び個人情報保護法第53条第１項」に「開示等の求め」を「開示等の請求等」に「第７条」を「第10条」に改め「その求め」の右に「又は請求」を加え、同Ｊｂ及び同Ｊｃ中「開示等の求め」を「開示等の請求等」に改め、同Ｊｃ中「第８条」を「第11条」に改め、同Ｊｄ中「開示等の求め」を「開示等の請求等」に改める。

別冊の６Ｋの見出し中「第30条」を「第33条」に改め、同Ｋａ中「又はＦａ」を「を求められたとき、又はＦａ」に「を求められた」を「の請求を受けた」に改める。

別冊の６Ｌの見出し中「第31条」を「第35条」に改め、６Ｌを６Ｍとし、６Ｋの次に次のように加える。

Ｌ　**事前の請求**（個人情報保護法第34条）

ａ　**事前の請求**（第１項）

本人は、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ若しくは４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から２週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

ｂ　**みなす規定**（第２項）

ａの請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

ｃ　**仮処分命令の申立てについての準用**（第３項）

ａ及びｂの規定は、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ若しくは４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

○個人情報保護委員会告示第三号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月三十日から施行する。

平成二十九年三月二十九日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

第２の表項番①中「

＜行政機関等＞

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

＜地方公共団体等＞

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【番号法第２条第３項、行政機関個人情報保護法第２条第２項、独立行政法人等個人情報保護法第２条第２項、個人情報保護法第２条第１項】

」を

「

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。行政機関個人情報保護法第２条第３項第２号において同じ。）で作られる記録をいう。同法以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合（地方公共団体等においては容易に照合）することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

二　個人識別符号が含まれるもの

【番号法第２条第３項、行政機関個人情報保護法第２条第２項、独立行政法人等個人情報保護法第２条第２項、個人情報保護法第２条第１項】

※　生存する個人の個人番号は、個人識別符号に該当する（行政機関個人情報保護法第２条第２項第２号、同条第３項及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第548号。以下「行政機関個人情報保護法施行令」という。）第３条第６号並びに独立行政法人等個人情報保護法第２条第２項第２号、同条第３項及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第549号。）第１条第６号）。

」に改め、同表項番③及び項番④中「第51条」を「第48条」に改め、同表項番④中「番号法第１条参照」を「行政機関個人情報保護法第２条第２項第２号、独立行政法人等個人情報保護法第２条第２項第２号、個人情報保護法第２条第１項第２号、番号法第２条第８項」に改め、同表項番⑦から項番⑨までを削り、同表項番⑩を項番⑦とし、同表項番⑪から項番⑭までを三項ずつ繰り上げ、同表項番⑮を項番⑫とし、同項番の次に次のように加える。

⑬	情報照会者	番号法別表第２の第１欄に掲げる者（法令の規定により同表の第２欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）をいう。 【番号法第19条第７号】
⑭	情報提供者	番号法別表第２の第３欄に掲げる者（法令の規定により同表の第４欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）をいう。 【番号法第19条第７号】